

平成18年 8月

第9回 成年後見制度の利用

稲垣 創平

前回お話したように、成年後見制度を利用するためには全部で 19 種類の書類等を提出しなければなりません。今回はその中身を詳細に確認していきます。

(1) 申立書

今回の申立をするに至った理由及び内容を書面にて提出します。

(2) 収入印紙 800 円分

(3) 郵便切手 3,400 円分

(4) 登記印紙 4,000 円分

(5) 鑑定費用 10 万円（後見 / 保佐の場合のみ）

前回の手続きの流れでも説明しました申立（調査官との面接）の際、この鑑定費用 10 万円を予納します。これは後に行われる医師による鑑定にかかる費用の前払を意味します。勿論、鑑定費用が 10 万円に満たなかった場合には下記(6)の口座へ差額分が返金されます。

但し、鑑定が不要な場合（例えば、被後見人が意識不明で返事も出来ない、一人で食事もできないなど鑑定するまでもなく明らかに後見の必要がある場合）は、医師による鑑定は不要ですので鑑定費用 10 万円は予納する必要はありません。当事務所はこのケースでした。

(6) 鑑定費用の余剰分を返金する金融機関、口座番号名等控え

(7) 診断書及び「診断書の記載内容等についてのお尋ね」

予め被後見人の主治医の先生に診断をして頂き診断書を作成して頂きます。

(8) 本人（被後見人）の戸籍謄本

(9) 申立人の戸籍謄本 本人と同じ戸籍であれば不要

(10) 候補者（後見人）の戸籍謄本 申立人と候補者が同一であれば不要

(11) 本人（被後見人）の戸籍附票

(12) 候補者（後見人）の住民票

(13) 本人（被後見人）の登記されていないことの証明書

東京の法務局に郵送申請するか、大阪の法務局へ直接窓口申請します。書類はすべて同封されています。

(14) 候補者（後見人）の登記されていないことの証明書

(13)に同じです。

(15) 候補者（後見人）の身分証明書

(16) 本人（被後見人）に関する照会書

被後見人の経歴、資産及び負債、収入及び支出等を詳細に記入する書類です。かなり細かく記入しなければなりませんので注意が必要です。因みに相続に係る未分割財産も全て記入しなければなりません。要は被後見人が取得する可能性のあるものは全て申告しなければならないという事です。当事務所はこのケースでした。

(17) 本人（被後見人）に関する資料

上記(16)に係る添付資料となります。具体的には、身体障害者手帳、登記簿謄本、預貯金の通帳、負債に関する資料等、上記(16)の裏付けとなる資料の事です。因みに当事務所では、未分割に係る相続税の申告書を添付しています。

(18) 候補者（後見人）に関する照会書

(16)と趣旨は同じですが、候補者（後見人）の場合はもっと省略化されたシンプルなものとなります。

(19) チェックリスト

最初に家庭裁判所から渡される上記書類及びマニュアルが入った封筒の事です。

以上の書類等が整いましたら、家庭裁判所に電話をし申立（面接）のアポを取ります。書類の準備だけでもかなりの時間を要しますので、しっかりとした計画を立てる事をお勧めします。次回は、家庭裁判所での申立（面接）時の内容についてお話します。

上記内容は、当事務所が申立した大阪家庭裁判所の内容に基づくものであり、各裁判所によって手続内容が異なりますのでお知りおきください。